

副 令

平成16年(行ウ)第497号

公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤洋子外43名

被告 東京都知事及び東京都水道局長

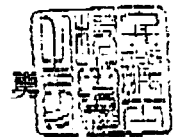
準備書面(2)

平成17年6月3日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士

橋本



被告ら指定代理人

中村次良



同

平野善彦



同

貫井彩



同

石澤泰彦



同

前田康行



同

吉野正禎



被告東京都知事指定代理人

同

同

同

同

同

同

同

同


同

被告東京都水道局長指定代理人

同

同


同


森田雅文 

細谷 昌平 


井上 学 


後藤 謙一 


熊本 敬浩 


佐藤 方美 

大和田 隆夫 

大坪 安則 


舛原 邦明 

向山 公 

黒沼 靖 

奈良岡 裕司 

藤代 将彦 

佐々木 宏 

## 第1 支出に関する権限の委任関係について

### 1 被告都知事の支出命令権限の委任

- (1) 被告都知事の支出命令権限は、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号。以下「会計事務規則」という。乙第18号証）6条1項1号により、当該事務を担当する局の予算事務を主管する課長に委任されている。
- (2) 都の組織である局部課の分掌事務は、東京都組織条例（昭和35年東京都条例第66号。以下「組織条例」という。乙第19号証）2条及び東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号。以下「組織規程」という。乙第20号証）により定められている。

組織条例及び組織規程は組織改正の必要に応じ随時改正される所、組織条例は平成15年度に2回改正され、組織規程は平成15年度及び平成16年度に各3回改正されている。ただし、本件に関係する組織である財務局、建設局及び都市整備局（旧都市計画局）の予算事務を主管する課に係る改正は、平成16年東京都条例第3号による改正及び平成16年東京都規則第120号による改正のみである（以下、総称して「16年改正」という。以下、同条例による改正前の組織条例を「旧条例」（第21号証）、同規則による改正前の組織規程を「旧規程」（乙第22号証）という。）。

- (3) 16年改正の内容は、次のとおりである。

- ア 旧条例では、2条の表中、都市計画局の項に同局の分掌事務が規定されていたが、16年改正により、同項が都市整備局の項に改められ、分掌事務が追加された。
- イ(7) 旧規程では20条に財務局の分掌事務が規定されていたが、16年改正により、条番号が繰り下がり、21条となった。
- イ(4) 旧規程では23条に都市計画局各部署の分掌事務が規定されていたが、16年改正により、都市計画局は組織規程24条に分掌事務

が規定される都市整備局に再編成された。

(7) 旧規程 29 条に規定されていた建設局の分掌事務は、16 年改正により、条番号が繰り上がり、28 条となった。

(4) 各支出について委任を受けている者

ア 河川法 63 条に基づく負担金 (建設局関係)

河川事業を都において所管する局は、建設局である (組織条例 2 条及び組織規程 28 条 (旧規程 29 条) 河川部の部)。

建設局の予算事務を主管する課長は同局総務部計理課長である (組織規程 28 条 (旧規程 29 条) 総務部の部計理課の項 1 号)。

したがって、河川法 63 条に基づく負担金の支出命令権限は、被告都知事から建設局総務部計理課長に委任されている。

イ 水源地域対策特別措置法 12 条 1 項に基づく負担金及び本件基金の事業経費負担金 (都市整備局関係)

(7) 平成 15 年度に水源地域対策事業を都において所管する局は、都市計画局であった (旧条例 2 条及び旧規程 23 条都市づくり政策部の部広域調整課の項 6 号)。

都市計画局の予算事務を主管する課長は同局総務部企画計理担当課長であった (旧規程 23 条総務部の部総務課の項 1 号、11 条 2 項及び別表二都市計画局の部総務部の項)。

したがって、平成 15 年度において、水源地域対策特別措置法 12 条 1 項に基づく負担金及び本件基金の事業経費負担金の支出命令権限は、被告都知事から都市計画局総務部企画計理担当課長に委任されていた。

(イ) 平成 16 年度以後、水源地域対策事業を都において所管する局は、都市整備局である (組織条例 2 条及び組織規程 24 条都市づくり政策部の部広域調整課の項 3 号)。

都市整備局の予算事務を主管する課長は同局総務部企画経理課長

である（組織規程 24 条総務部の部企画経理課の項 1 号）。

したがって、平成 16 年度以後、水源地域対策特別措置法 12 条 1 項に基づく負担金及び本件基金の事業経費負担金の支出命令権限は、被告都知事から都市整備局総務部企画経理課長に委任されている。

ウ 一般会計から水道事業会計への繰出金（財務局関係）

一般会計から特別会計への繰出しを所管する局は、財務局である（組織条例 2 条及び組織規程 21 条（旧規程 20 条））。

財務局の予算事務を主管する課長は同局経理部総務課長である（組織規程 21 条（旧規程 20 条）経理部の部総務課の項 1 号）。

したがって、一般会計から特別会計への繰出金の支出命令権限は、被告都知事から財務局経理部総務課長に委任されている。

エ 以上の委任関係を表にまとめると、以下のとおりとなる。

支出の種類	所管局（括弧内は旧条例時の名称）	支出命令権者（括弧内は旧規程による支出命令権者）	根拠（括弧内は旧規程）
河川法 63 条に基づく負担金	建設局	建設局総務部計理課長	組織規程 28 条（29 条）
水源地域対策特別措置法 12 条 1 項に基づく負担金 本件基金の事業経費負担金	都市整備局（都市計画局）	都市整備局総務部企画経理課長（都市計画局総務部企画計理担当課長）	組織規程 24 条（23 条）
一般会計から水道事業会計への繰出金	財務局	財務局経理部総務課長	組織規程 21 条（20 条）

2 地方公営企業における出納事務

地方公営企業においては、企業として業務の能率的運営を図るため、出納事務は、管理者の権限とし、管理者の責任と権限によって一元的に執行

させることとし（地方公営企業法27条）、一般会計における収支についての命令機関と執行機関との分立の建前はとっていない。

なお、水道局においては、出納事務の厳正な執行を確保するために、水道局内において管理者である水道局長の命を受けて支払伝票の発行を担当する者と現金の支出に関する事務を取り扱う者との相互牽制が行われるよう担当事務を定めているが、これは、一般会計の場合と異なり、管理者である水道局長が権限を委任しているものではない。

したがって、一般会計における支出命令及びそれに基づき出納長が行う支出に相当する事務について、被告水道局長から権限の委任を受けた者はいない。

## 第2 各支出の原因及び支出手続等について

### 1 特定多目的ダム法7条1項の負担金（被告水道局長関係）

#### (1) 負担金に関する法令の規定

特定多目的ダム法施行令9条1項は、特定多目的ダム法7条1項の負担金のうち同法4条3項後段の規定により基本計画を変更して定められるダム使用权の設定予定者が負担すべき負担金で借入金に対応するもの等以外の納付金の納付の方法及び期限は、毎年度、国土交通大臣が当該年度の事業計画に依りて定める額を、同大臣が当該年度の資金計画に基づいて定める期限までに納付することを定める。

同令11条の3は、同大臣は、負担金を徴収しようとするときは、負担金の額を決定し、負担金の徴収を受ける者に通知する旨定める。

#### (2) 負担命令

##### ア 平成15年度負担金

平成15年4月1日付け国河治第1号により国土交通大臣から都に対し、次の各四半期内訳で平成15年度負担金28億9,743万2,000円の納付が命じられた（乙第23号証の1）。

第1四半期（納付予定6月下旬）	8億5,398万円
第2四半期（同8月下旬）	8億8,447万9,000円
第3四半期（同11月下旬）	4億8,798万9,000円
第4四半期（同2月下旬）	6億7,098万4,000円

その後、平成16年2月3日付け国河治第189号により負担金の額は30億3,007万9,000円に変更されるとともに、増額分1億3,264万7,000円の納付期限が3月下旬とされた（乙第23号証の2）。

#### イ 平成16年度負担金

平成16年4月1日付け国河治第9号により国土交通大臣から都に対し、次の各四半期内訳で平成16年度負担金29億5,512万5,000円の納付が命じられた（乙第24号証の1）。

第1四半期（納付予定6月下旬）	9億 232万8,000円
第2四半期（同8月下旬）	7億5,194万円
第3四半期（同11月下旬）	6億7,674万7,000円
第4四半期（同2月下旬）	6億2,411万円

平成17年2月14日付け国河治第160号により、上記第4四半期分について、負担金額が6億6,753万8,000円に、納付期限が平成17年3月10日に、それぞれ変更された（乙第24号証の2）。

### (3) 支出

#### ア 平成15年度負担金

被告水道局長の支出事務を担当する金銭出納員は次の表の払込日の欄記載の日にそれぞれ各期の納付金を国庫に納入した（乙第25号証の1ないし5）。

期別	払込日	納入額
第1四半期	平成15年6月27日	8億5,398万円
第2四半期	平成15年8月29日	8億8,447万9,000円
第3四半期	平成15年12月12日	4億8,798万9,000円
第4四半期	平成16年2月27日	6億7,098万4,000円
増額変更分	平成16年3月31日	1億3,264万7,000円

なお、平成15年度負担金に関し、厚生労働大臣による平成15年度水道水源開発等施設整備費（水道水源開発施設整備費）補助金交付決定に基づき、平成16年3月31日、39億1,661万9,000円（うち八ッ場ダム建設事業分10億1,002万6,000円）の補助金の交付を受けた（乙第26号証の1及び2）。

#### イ 平成16年度負担金

被告水道局長の支出事務を担当する金銭出納員は次の表の払込日の欄記載の日にそれぞれ各期の納付金を国庫に納入した（乙第27号証の1ないし4）。

期別	払込日	納入額
第1四半期	平成16年6月30日	9億 232万8,000円
第2四半期	平成16年8月31日	7億5,194万円
第3四半期	平成16年12月8日	6億7,674万7,000円
第4四半期	平成17年3月10日	6億6,753万8,000円

なお、平成16年度負担金に関し、厚生労働大臣による平成16年度水道水源開発等施設整備費（水道水源開発施設整備費）補助金交付決定に基づき、平成16年10月1日、5億5,162万3,000円の補助金の交付を、平成16年12月16日、2億2,557万4,000円の補助金の交付を、平成17年4月1日、7億2,159万4,000円（うち八ッ場ダム建設事業分2億2,232万円）の補



助金の交付をそれぞれ受けた（乙第28号証の1ないし6）。

## 2 水源地域対策特別措置法12条1項に基づく建設費負担金（被告都知事及び水道局長関係）

### (1) 負担金に関する法令の規定

水源地域対策特別措置法12条1項は、水源地域整備計画に基づく事業（以下「整備事業」という。）がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費の全部又は一部を負担するものは、政令で定めるところにより、①同法2条2項に規定する指定ダムを利用して河川の流水を水道、工業用水道又は発電の用に供することが予定されている者（同法12条1項1号）及び②指定ダムの建設により洪水等による災害の発生が防止され、又は洪水等による災害が軽減される地域をその区域に含む地方公共団体（同法12条1項2号ホ）と協議し、その協議によりその負担する経費の一部をこれに負担させることができる旨定める。

同法施行令8条は、整備事業がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費の全部若しくは一部を負担するもの又は同法12条1項1号若しくは2号に該当する地方公共団体が2以上あるときは、同項の規定による協議は、関係都道府県を通じて行うものとする旨定める。

同令9条は、同法12条1項の規定による整備事業についての負担の調整は、指定ダムの建設の目的、指定ダムの建設により関係当事者が受ける利益その他の諸般の事情を勘案して、関係当事者の負担の衡平を図ることを旨として行うものとする旨定める。

### (2) 協定等

#### ア 1都4県協定書（乙第13号証）

下流受益者である茨城県、埼玉県、千葉県、都及び群馬県は、平成

8年2月22日、水源地域対策特別措置法12条の規定に基づき、「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、協定書1条により、都が八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に係る経費の一部を負担することが決定した。

さらに、協定書5条及び6条は、八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する経費のうち下流受益者が負担する経費の総額、負担割合及び下流受益者の都県別受益者負担割合を定めている。

なお、協定書8条では、毎年度の八ッ場ダムに係る水源地域整備事業の実施及び負担金の取扱い等について、別途覚書を締結することを定めている。

#### イ 覚書（乙第29号証）

協定書8条に基づき、平成8年2月22日に締結された「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関する覚書」（以下「覚書」という。）1条は、群馬県並びに長野原町及び吾妻町を代表する群馬県は下流受益者に対し、当該年度の事業計画について、前年度の8月10日までに協議するとともに、当該年度の事業実施計画について、当該年度の6月30日までに協議することを定めている。

覚書2条は、下流受益者の年度負担金は、覚書1条1項に基づく事業実施計画に係る経費のうち、群馬県費、長野原町費及び吾妻町費の合計額に、協定書5条に基づく下流受益者が負担する経費割合を乗じた額に、協定書6条に基づく都県別受益者負担割合を乗じた額と定めている。

覚書3条は、下流受益者は群馬県の請求により、覚書2条に基づき算出した年度負担金の40%以内の額を当該年度の9月30日までに、概算払いとして年度負担金の残りの額を当該年度の1月31日までに、

当該年度の実績に基づき算出した年度負担金から既支払額を差し引いた額を当該年度の3月31日までに支払うものと定めている。

覚書6条は、群馬県は、当該年度の整備事業が完了したときは、下流受益者に事業の実績を報告するものと定めている。

#### ウ 一般会計と水道事業会計間の負担割合の協議

都における一般会計と水道事業会計間の負担割合は、平成8年4月15日付けの覚書（乙第30号証）により、一般会計が1,000分の433、水道事業会計が1,000分の567と定められている。

### (3) 平成15年度負担金額の決定及び支出

#### ア 平成15年度事業計画及び事業実施計画の協議

平成14年8月1日、群馬県は都に対し、覚書1条に基づき、平成15年度事業計画の協議を行い、同月10日、都はこれに同意した（乙第81号証の1及び2）。平成15年5月29日、群馬県は都に対し、覚書1条に基づき、平成15年度事業実施計画の協議を行い、同年7月7日、都はこれに同意した（乙第32号証の1及び2）。

これにより、覚書2条に基づき、都の平成15年度負担金額は4億467万2千円となり、一般会計と水道事業会計間の負担割合を定めた覚書に基づき、一般会計の負担額は1億7,522万2,976円、水道事業会計の負担額は2億2,944万9,024円となった（乙第32号証の1、2丁）。

同年8月8日、群馬県は都に対し、覚書9条に基づき、地方債対象事業における地方財政措置の改正に伴う平成14年度及び平成15年度の経費負担の取扱いについて協議を行い、同年9月5日、都はこれに同意した（乙第33号証の1及び2）。

平成15年12月5日、群馬県は都に対し、覚書4条に基づき、平成15年度事業実施計画の変更について協議を行い、同日、都はこれに同意した（乙第34号証の1及び2）。

これにより、覚書2条に基づき、都の平成15年度負担金額は3億4,333万2千円に変更され、一般会計の負担額は1億4,866万2,756円、水道事業会計の負担額は1億9,466万9,244円に変更された。

#### イ 支出等

(7) 平成15年9月10日、群馬県知事から都知事あてに平成15年度負担金の4割以内の額である7,008万9,000円の請求があり(乙第35号証の1)、同月18日、被告都知事の委任を受けた都市計画局総務部企画計理担当課長は、出納長に対し同月30日支払期限負担金の一般会計負担分7,008万9,000円の支出を命令し、同月30日、出納長は群馬県に納入した(乙第35号証の2)。

平成16年1月13日、群馬県知事から都知事あてに平成15年度負担金の残額7,857万3,756円の請求があり(乙第36号証の1)、同月16日、被告都知事の委任を受けた都市計画局総務部企画計理担当課長は、出納長に対し同月31日支払期限負担金の一般会計負担分7,857万3,756円の支出を命令し、同月30日、出納長は群馬県に納入した(乙第36号証の2)。

同年3月12日、覚書5条に基づく群馬県知事の平成15年度実績報告がなされ、平成15年度負担金は既支払額と同額で確定した(乙第37号証)。

(4) 水道局金銭出納員は、平成15年9月30日に、同月30日支払期限負担金の水道事業会計負担分9,177万9,000円を、平成16年1月30日に、同月31日支払期限負担金の同1億289万244円をそれぞれ群馬県に納入した(乙第38号証の1及び2並びに乙第39号証の1及び2)。そして、同年3月12日に上記実績報告がなされ、一般会計分と同様、既支払額と同額で平成15

年度負担金額が確定した（乙第37号証）。

(4) 平成16年度負担金額の決定及び支出

ア 平成16年度事業計画及び事業実施計画の協議

平成15年8月8日、群馬県は都に対し、覚書1条に基づき、平成16年度事業計画の協議を行い、同日、都はこれに同意した（乙第40号証の1及び2）。平成16年5月27日、群馬県は都に対し、覚書1条に基づき、平成16年度事業実施計画の協議を行い、同年7月30日、都はこれに同意した（乙第41号証の1及び2）。

これにより、覚書2条に基づき、都の平成16年度負担金額は5億515万1千円となり、一般会計と水道事業会計間の負担割合を定めた覚書に基づき、一般会計の負担額は2億1,873万383円、水道事業会計の負担額は2億8,642万617円となった（乙第41号証の1、2丁）。

同年6月21日、群馬県は都に対し、覚書9条に基づき、地方債対象事業における地方財政措置の改正に伴う平成16年度の経費負担の取扱いについて協議を行い、同年7月30日、都はこれに同意した（乙第42号証の1及び2）。

平成16年12月3日、群馬県は都に対し、覚書4条に基づき、平成16年度事業実施計画の変更について協議を行い、同月5日、都はこれに同意した（乙第43号証の1及び2）。

これにより、覚書2条に基づき、都の平成16年度負担金額は5億535万7千円に変更され、一般会計の負担額は2億1,881万9,581円、水道事業会計の負担額は2億8,653万7,419円に変更された。

イ 支出等

(7) 平成16年9月10日、群馬県知事から都知事あてに平成16年度負担金の4割以内の額である8,749万2,000円の請求が

あり（乙第44号証の1）、同月17日、被告都知事の委任を受けた都市整備局総務部企画経理課長は、出納長に対し同月30日支払期限負担金の一般会計負担分8,749万2,000円の支出を命令し、同月30日、出納長は群馬県に納入した（乙第44号証の2）。

平成17年1月11日、群馬県知事から都知事あてに平成16年度負担金の残額1億3,132万7,581円の請求があり（乙第45号証の1）、同月24日、被告都知事の委任を受けた都市整備局総務部企画経理課長は、出納長に対し同月31日支払期限負担金の一般会計負担分1億3,132万7,581円の支出を命令し、同月31日、出納長は群馬県に納入した（乙第45号証の2）。

同年3月11日、党書5条に基づく群馬県知事の平成16年度実績報告がなされ、平成16年度負担金は既支払額と同額で確定した（乙第46号証）。

(イ) 水道局金銭出納員は、平成16年9月30日、同日支払期限負担金の水道事業会計負担分1億1,456万8,000円を、平成17年1月31日、同日支払期限負担金の同1億7,196万9,419円をそれぞれ群馬県に納入した（乙第47号証の1及び2並びに乙第48号証の1及び2）。そして、同年3月11日に上記実績報告がなされ、一般会計分と同様、既支払額と同額で平成16年度負担金額が確定した（乙第46号証）。

### 3 本件基金の事業経費負担金（被告都知事及び水道局長関係）

#### (1) 協定等

本件基金の寄附行為（乙第14号証）4条2項によれば、基金事業に係る事業の実施については業務方法書によるとされ、業務方法書（乙第49号証）6条1項によれば、基金事業にかかる事業の細目等の基準に

ついて地域の実情に応じ、ダム等ごとに業務細則を定めるものとして  
されているところ、昭和63年2月16日、本件ダムに係る業務細則が  
決定され、同年4月1日、施行された（乙第50号証。なお、同業務細  
則は、社会情勢等を踏まえ事業の見直しを行い、以後、数回にわたり改  
正されている。）。

平成2年8月1日、本件ダム建設に係る基金事業に要する経費の負担  
について、1都4県（都、埼玉県、千葉県、茨城県及び群馬県）の間で  
協定（乙第15号証。以下「本件経費負担協定」という。）が締結され  
た。

各年度行われる事業について、本件基金は、業務細則に定められた事  
業の範囲内で作成した事業計画書及び収支予算書並びに本件経費負担協  
定に基づき、毎年度、当該年度に係る事業の規模及び負担等について1  
都4県と細目協定を締結して当該事業を実施しており、都はこれに対し、  
支出している。

都における一般会計と水道事業会計間の負担割合は、平成12年7月  
11日付けの覚書（乙第51号証）により、一般会計が1,000分の  
433、水道事業会計が1,000分の567と定められている。

## (2) 平成15年度負担金額の決定及び支出

### ア 平成15年度本件基金経費負担細目協定

平成15年5月2日、都は群馬県ほか3県とともに本件基金と細目  
協定（乙第16号証の1）を締結するとともに、同月30日、都と本  
件基金間で「ハッ場ダム平成15年度細目協定書に関する覚書」（乙  
第52号証）を締結し、本件基金の平成15年度事業に対し、平成1  
5年度負担金として、7,390万640円（うち一般会計から3,  
199万8,977円及び水道事業会計から4,190万1,663  
円）を支出することを決定した。

### イ 支出等

(7) 平成15年6月26日、都市計画局総務部企画計理担当課長は、出納長に対し同年7月22日支払期限負担金（前期分）の一般会計負担分1,279万9,000円の支出を命令し、同年7月22日、出納長は本件基金に対し支出した（乙第53号証の1）。

同年12月3日、都市計画局総務部企画計理担当課長は、出納長に対し同月22日支払期限負担金（後期分）の一般会計負担分1,179万2,265円の支出を命令し、同月22日、出納長は本件基金に対し支出した（乙第53号証の2）。

平成16年3月15日、本件基金理事長から都知事あてに平成15年度の実績報告があり（乙第54号証）、同月17日、本件基金理事長から都知事あてに平成15年度の精算通知があり、平成15年度負担金5,673万3,579円（うち一般会計負担分2,456万5,640円）が確定した（乙第55号証）。なお、還付額2万5,625円は、本件基金から返還済みである（乙第56号証）。

(4) 水道局金銭出納員は、平成15年7月17日、水道事業会計負担分1,676万1,000円を、同年12月16日、同1,544万495円をそれぞれ本件基金に対し支出した（乙第57号証の1及び2）。一般会計分と同様、平成16年3月15日、上記実績報告があり（乙第54号証）、同月17日、本件基金理事長から水道局長あてに平成16年度の精算通知があり、水道事業会計負担分の確定額は3,216万7,939円となった（乙第58号証）。なお、還付額3万3,556円は、本件基金から返還済みである（乙第59号証の1及び2）。

### (3) 平成16年度負担金額の決定及び支出

#### ア 平成16年度本件基金経費負担細目協定

平成16年5月20日、都は群馬県ほか3県とともに本件基金と細



目協定（乙第16号証の2）を締結するとともに、同年6月11日、都と本件基金間で「八ッ場ダム平成16年度細目協定書に関する覚書」（乙第60号証）を締結し、本件基金の平成16年度事業に対し、平成16年度負担金として、1億2,334万6,549円（うち一般会計から5,340万9,056円及び水道事業会計から6,993万7,493円）を支出することを決定した。

#### イ 支出等

(7) 平成16年7月15日、都市整備局総務部企画経理課長は、出納長に対し同月21日支払期限負担金（前期分）の一般会計負担分2,136万3,622円の支出を命令し、同月21日、出納長は本件基金に対し支出した（乙第61号証の1）。

同年12月7日、都市整備局総務部企画経理課長は、出納長に対し同月24日支払期限負担金（後期分）の一般会計負担分2,841万8,396円の支出を命令し、同月24日、出納長は本件基金に対し支出した（乙第61号証の2）。

平成17年3月15日、本件基金理事長から都知事あてに平成16年度の実績報告があり（乙第62号証）、同月16日、本件基金理事長から都知事あてに平成16年度の精算通知があり、平成16年度負担金1億1,475万4,436円（うち一般会計負担分4,968万8,671円）が確定した（乙第63号証）。なお、還付額9万3,347円は、本件基金から返還済みである（乙第64号証）。

(4) 水道局金銭出納員は、平成16年7月16日、水道事業会計負担分2,797万4,997円を、同年12月10日、同3,721万3,003円をそれぞれ本件基金に対し支出した（乙第65号証の1及び2）。一般会計分と同様、平成17年3月15日、上記実績報告があり（乙第62号証）、同月16日、本件基金理事長から

水道局長あてに平成16年度の精算通知があり、水道事業会計負担分の確定額は6,306万5,765円となった(乙第66号証)。なお、違付額12万2,235円は、本件基金から返還済みである(乙第67号証の1及び2)。

#### 4 河川法63条に基づく負担金(被告都知事関係)

##### (1) 負担金に関する法令の規定

河川法63条1項は、国土交通大臣がその区域内における一級河川の管理を行うことにより、都府県が同法60条1項の規定によりその管理に要する費用の一部を負担する場合、当該都府県以外の都府県が著しく利益を受けるときは、国土交通大臣は、その受益の限度において、同項の規定により当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる旨定める。

河川法64条1項は、同法63条1項に基づき都府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない旨定める。

河川法施行令38条1項は、国土交通大臣は、その行う一級河川の管理に要する費用の負担に関し、河川法60条1項又は63条1項の規定によりその費用を負担すべき都道府県に対し、それぞれその負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならない旨定める。

##### (2) 負担命令

###### ア 平成15年度負担金

国土交通大臣から都に対し、平成15年度負担金として、平成15年8月8日付け国河総第517号により3億3,844万9,000円の負担・納付が命じられ(乙第68号証の1)、同年11月17日付け国河総第757号により4,703万6,234円の負担が確定し、他事業の精算分を減額して4,693万5,474円の納付が命

じられ（乙第68号証の2）、さらに、平成16年2月10日付け国河総第1146号により3億7,414万円の負担・納付が命じられた（乙第68号証の3）。

以上の納付命令により、平成15年度の最終負担金額は7億5,962万5,284円とされた。

#### イ 平成16年度負担金

国土交通大臣から都に対し、平成16年度負担金として、平成16年8月10日付け国河総第458号により4億5,132万1,000円の負担・納付が命じられ（乙第69号証の1）、同年11月17日付け国河総第755号により3,300万5,469円の負担が確定し、他事業の精算分を減額して3,298万7,892円の納付が命じられ（乙第69号証の2）、さらに、平成17年3月9日付け国河総第1488号により2億3,262万5,858円の負担・納付が命じられた（乙第69号証の3）。

以上の納付命令により、平成16年度の最終負担金額は7億1,695万2,327円とされた。

### (3) 支出

#### ア 平成15年度負担金

平成15年9月3日、建設局総務部計理課長は平成15年度負担金のうち、3億3,844万9,000円の支出を出納長に対し命令し、同月10日、出納長は国庫に納入した（乙第68号証の1及び乙第70号証の1）。

同年12月1日、建設局総務部計理課長は平成15年度負担金のうち、4,693万5,474円の支出を出納長に対し命令し、同月10日、出納長は国庫に納入した（乙第68号証の2及び乙第70号証の2）。

平成16年2月27日、建設局総務部計理課長は平成15年度負担

金のうち、3億7,414万円の支出を出納長に対し命令し、同年3月10日、出納長は国庫に納入した(乙第68号証の3及び乙第70号証の3)。

#### イ 平成16年度負担金

平成16年9月6日、建設局総務部計理課長は平成16年度負担金のうち、4億5,132万1,000円の支出を出納長に対し命令し、同月10日、出納長は国庫に納入した(乙第69号証の1及び乙第71号証の1)。

同年12月3日、建設局総務部計理課長は平成16年度負担金のうち、3,298万7,892円の支出を出納長に対し命令し、同月10日、出納長は国庫に納入した(乙第69号証の2及び乙第71号証の2)。

平成17年3月22日、建設局総務部計理課長は平成16年度負担金のうち、2億3,262万5,858円の支出を出納長に対し命令し、同月31日、出納長は国庫に納入した(乙第69号証の3及び乙第71号証の3)。

### 5 一般会計から水道事業会計への繰出金

#### (1) 繰出金に関する法令の規定

地方公営企業法18条は、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費で政令で定めるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることができる旨定める。

#### (2) 支出

##### ア 平成15年度繰出金

財務局経理部総務課長は、水道事業会計に対する繰出金として、平成15年6月12日、10億2,675万円（うち八ッ場ダム建設費負担金分3億4,700万円）を、同年9月8日、10億375万円（同3億2,100万円）を、同年11月6日、8億1,514万3,000円（同3億2,100万円）を、平成16年5月17日、3億9,841万7,349円（同2,100万円）をそれぞれ支出命令し、出納長は水道事業会計に対し支出を行った（乙第72号証の1ないし4）。

#### イ 平成16年度繰出金

財務局経理部総務課長は、水道事業会計に対する繰出金として、平成16年6月7日、9億6,700万円（うち八ッ場ダム建設費負担金分4億6,800万円）を、同年9月6日、9億1,600万円（同3億7,400万円）をそれぞれ支出命令し、出納長は水道事業会計に対し支出を行った（乙第73号証の1及び2）。

### 第3 原告準備書面(1)に対する反論

原告は、同書面2（4頁以下）で、公金の支出には、広狭3つの意味があり、広義では支出命令の意味を含むので、首長を被告としてその差止めを請求することは適法であると主張する。

しかし、上記第1.1で述べたとおり、被告都知事の各支出命令権限は各事務を担当する局の予算事務を主管する課長に委任しているのであり、被告都知事は支出命令権限を失っている。地方自治法242条の2第1項1号の訴訟は、行為の差止めを求める請求であるから、当該行為を行う権限を有する者を被告とすべきであり、権限の委任があれば、その受任者が被告適格を有する。この点、請求の趣旨第3項において被告都知事に対し支出命令の差止めを求めることは、被告都知事の権限に属しない行為の差止めを求めるものであるから、被告とすべき者を誤っている。

なお、原告らが引用する最高裁第三小法廷平成5年9月7日判決は、「本件埋立等に関して被上告人のする一切の公金の支出の包括的な差止めを求める訴えが、請求の趣旨の特定として欠けるところはない」とするものであるところ、被告らは、上記のとおり、請求の趣旨の特定に欠ける旨の主張をしているものではなく、原告のいう支出命令権限を被告都知事が有していないことをもって被告適格を欠く旨主張しているのであるから、被告らの主張は当該判決に抵触しない。

以上のとおり、請求の趣旨第3項に係る訴えは、被告適格を欠く者を被告とするものであるから、不違法な訴えである。